

長岡京市学校給食費物資価格高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長岡京市立の小学校（以下「市立小学校」という。）が令和7年度に実施する学校給食について、物価の高騰の影響による学校給食用物資の値上げ相当額に対する助成を行うことにより、保護者負担を軽減するため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市立小学校とし、当該学校長からの申請に基づいて補助を行うものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、学校給食の提供に係る学校給食用物資とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、令和7年5月1日現在の児童数に、1人当たり1,800円を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市立小学校の学校長は、長岡京市学校給食費物資価格高騰対策補助金交付申請書（様式第1号）及びその他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市学校給食費物資価格高騰対策補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請した学校長に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 前項の交付決定通知をもって、長岡京市補助金等交付規則第9条に規定する確定通知とみなす。

(請求及び交付)

第7条 市長は、長岡京市会計規則（平成17年長岡京市規則第26号）第36条第2項第3号の規定に基づき、交付決定通知後に請求書の提出を待たないで、支出命令を発することができる。

(交付決定の取消等)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者がいるときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若

しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

学校名

学校長名

印

長岡京市学校給食費物資価格高騰対策補助金交付申請書

長岡京市学校給食費物資価格高騰対策補助金の交付を受けたいので、長岡京市学校給食費物資価格高騰対策補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 児童数(令和 7 年 5 月 1 日現在)

	児童数(人)
小学校 1 年生	
小学校 2 年生	
小学校 3 年生	
小学校 4 年生	
小学校 5 年生	
小学校 6 年生	

2 補助金交付申請額 _____ 円
(人数×1 人当たり 1, 8 0 0 円)

3 補助金振込口座

- ・金融機関名 () ・支店名 ()
- ・預金種別 (普通・当座) ・口座番号 ()
- フリガナ
・口座名義人 ()

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

長岡京市学校給食費物資価格高騰対策補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった長岡京市学校給食費物資価格高騰対策補助金
について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 _____ 円